

社会福祉法人こごた福祉会 役員等の報酬および費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こごた福祉会の理事・監事・評議員および各種委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事・監事・評議員および理事長・施設長の命により委任された各種委員をいう。

2. この規程でいう理事会等とは、理事会・評議員会・各種委員会をいう。
3. 報酬は、法人と委嘱関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会等への出席報酬)

第3条 役員等が、理事会等に出席したときは、1回の出席につき3千円の報酬を支払うことができる。ただし、職員を兼務している役員等が勤務時間内で出席した場合は該当しない。

(勤務報酬)

第4条 役員等が、理事会等の出席以外で法人及び施設の運営のために理事長の命を受けてその業務にあたったときは、別表2の報酬を支払うことができる。ただし、職員を兼務している役員等が勤務時間内で対応した場合は該当しない。

2. 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたったときは、別表3の報酬を支払うことができる。

(交通費)

第5条 役員等が、理事会等に出席したとき、または法人の運営のためにその業務にあたったときは、別表1の交通費を支払うことができる。ただし、職員を兼務している役員等が勤務時間内で出席・対応した場合は該当しない。

(費用弁償)

第6条 役員等が、理事会等に出席したとき、または法人の運営のためにその業務にあたったときに発生した交通費を除く費用については、実費を費用弁償費として支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 理事・監事・評議員・各種委員が法人及び施設の運営のために理事長の命を受けて出張する場合は、法人旅費規程により旅費を支給することができる。

(支払方法)

第8条 支払いの方法は、理事会等の出席、勤務、費用弁償の発生した都度の支払いとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行う。

(付則)

この規程は、平成29年6月7日から施行する。

別表1 交通費

交通手段	支払額
自動車	自宅からの距離1 kmあたり30円
電車	実費
徒歩	なし

別表2 勤務報酬

時間区分	支払額
半日程度	5,000円/回
1日程度	10,000円/回

別表3 監査報酬

対象区分	支払額
社会福祉法人運営実務経験者	10,000円/回